

令和4年度 広島高速1号線温品地区地質調査及び法面設計業務 特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和4年度 広島高速1号線温品地区地質調査及び法面設計業務に適用する。

2 本業務の実施にあたっては、次に基づき実施しなければならない。

- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書（令和3年10月）広島高速道路公社
- ・ 設計業務等共通仕様書（令和3年10月）広島高速道路公社
- ・ その他関連図書

(業務内容)

第2条 本業務は、広島高速1号線温品地区において、地質調査、法面工予備設計及び詳細設計を行うものである。

なお、詳細設計については予備設計の比較検討を行った結果によるものとし、当初はアンカー付場所打ち法枠を見込んでいる。

(業務工期)

第3条 本業務の工期は、契約締結の日から令和5年3月15日までとする。

このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。

(情報共有システム)

第4条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

2 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。

(労働環境改善[ウィークリースタンス])

第5条 本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。

2 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙-1」という。）を基に確認し設定する。

取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとし、ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定する。なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。

3 受注者は、別紙-1に取組内容を整理し、業務打合せ簿で提出し、受発注者間で共有する。

4 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

- 5 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入して業務打合せ簿で提出し、これを受発注者間で共有する。なお、別紙-1 及び 別紙-2 については、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」>「技術管理資料」>「要領・基準等」に掲載してある様式を使用する。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更）

第6条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

- (1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

- (2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※ 各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等のSNS活用により普及・展開に努めること。

例)「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

- 2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により調査職員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更業務計画書を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

- 3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を調査職員に提出する。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 5 疑義が生じた場合は、調査職員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

< 共通仮設費 >

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

< 現場管理費（業務においては直接経費） >

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については設計変更の対象とする。

（総合評価落札方式）

第7条 本業務は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（特別簡易型）の適用業務である。

- 2 評価内容の担保

入札時の技術資料については、契約後に提出する業務計画書に反映させるものとし、履行状況の確認及び業務完了時に検査を行うものとする。

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

3 総合評価落札方式において評価対象としている業務分野に係る業務実施場所、業務実施及び照査体制

- (1) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、それぞれ兼務することはできない。
- (2) 管理技術者は1名とし、担当技術者及び照査技術者は最大3名まで配置できる。また、配置した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、必ずTECRIS登録を行うこと。ただし、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」は、主となる照査技術者1名について記載する。
- (3) 管理技術者は、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとし、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。担当技術者及び照査技術者は、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
- (4) 業務履行期間中に業務実施場所、業務実施体制を変更する場合には、入札時に提出した技術資料のうち、変更となる事項に係る様式及び添付資料を「業務打合せ簿」で調査職員に提出すること。この場合、変更内容に応じて、業務成績評定を未実施の評価項目毎に5点を減じることがある。

4 担当技術者

- (1) 管理技術者のもとで業務を担当する者を担当技術者として定義する。
- (2) 受注者は、「技術資料様式第8号」に記載した主となる担当技術者1名について、「別記様式第1～2号」に必要事項を記載し調査職員に提出すること。
- (3) 担当技術者は、設計図書及び「技術資料様式第4号」に記載した業務分担に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

5 管理技術者及び担当技術者に係る手持ち業務件数

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。なお、技術者変更に伴う手持ち業務件数の判断期間は、当該業務の公告日から変更の届け出日までの期間とする。

（管理技術者の配置）

第8条 設計業務に配置する管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設-道路、又は建設部門：道路）、国土交通省登録資格技術者（施設分野：道路-業務：計画・調査・設計）又は土木学会認定技術者（特別上級技術者（設計）、又は上級技術者（設計）、又は1級土木技術者（設計））のいずれかの資格を有する者を配置すること。

地質調査業務に配置する管理技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設-土質及び基礎、又は建設部門：土質及び基礎）、国土交通省登録資格技術者（施設分野：地質・土質-業務：調査）又は土木学会認定技術者（特別上級技術者（地盤・基礎）、又は上級技術者（地盤・基礎）、又は1級土木技術者（地盤・基礎））のいずれかの資格を有する者を配置すること。

（照査技術者の配置）

第9条 照査技術者は本業務全体において、設計業務等共通仕様書第1108条に示す照査技術者を1名配置するものとする。

(資料の貸与及び返却)

第10条 本業務に必要な資料は次のとおりとし、契約締結後、受注者に対し貸与する。その他資料が必要な場合は、調査職員と協議の上、貸与するものとする。

- ・ 温品工事用道路完成図面 一式
- ・ 現況地形測量データ 一式

(打合せ協議)

第11条 地質調査業務については業務着手時及び成果物提出時、設計業務については業務着手時及び成果物提出時並びに業務履行中3回の中間打合せを実施することとし費用を見込んでいます。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

(コスト縮減計画調書の作成)

第12条 受注者は、当該業務の履行にあたり、設計業務等共通仕様書第1209条第12項により新技術の採用等によるコスト縮減に関する検討を行うものとする。また、次のとおり「コスト縮減計画提案書」及び「コスト縮減計画調書」を作成し、調査職員へ提出すること。

(1) コスト縮減計画提案書

業務履行における中間時に提出するものとし、当該業務で実施する予定のコスト縮減検討の方向性に関する以下の事項をとりまとめる。(様式自由)

- ・ コスト縮減検討が可能な工種、項目
- ・ 採用が可能と予想される新技術 等

(2) コスト縮減計画調書

上記のコスト縮減計画提案書に基づきコスト縮減検討を行い、その結果についてとりまとめる。様式については調査職員より別途指示するものとし、業務成果へ添付すること。

(成果物)

第13条 本業務の成果物は次のとおりとする。

- ・ 電子媒体 (CD-R等) 2部

(地質調査箇所について)

第14条 地質調査箇所は保安林に指定された民有林である。

(地質調査業務における資機材の運搬)

第15条 地質調査業務の現地作業で使用する資機材等は、高速1号線の非常駐車帯から高速道路外へ積み降ろし(及び積み込み)を行うこととしている。

(地質調査業務における交通処理等)

第16条 前条における資機材等の運搬作業時を含め、地質調査業務の現地作業期間中(作業時間帯のみ)は、高速1号線の非常駐車帯を作業ヤードとして使用することを見込んでいます。このため、現地作業期間中、非常駐車帯に交通誘導警備員A1名を配置し、一般交通に対する注意喚起を図ること。なお、配置期間として延7日間を想定し、安全費として見込んでいます。

(その他)

第17条 本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断で処理してはならない。